

学びの多様化学校 分教室の開設にあたって

2024年5月8日
町田市教育委員会
教育センター

【背景と経緯】

国の不登校児童・生徒数は、平成24年度を境に、不登校理由の多様化により増加傾向となっている。町田市においても不登校児童生徒数は増加傾向が続き、2023年度は前年比25.8%増(1378人)となった。不登校の状況は多様化しており、不登校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場の提供が課題となっている。

また、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体に対し不登校特例校の設置は努力義務となるとともに、新たに『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～【令和4年6月10日付4初児生第10号】』では、「設置について積極的な御検討をお願いする。」と示された。

このような本市の現状及び国の動向等から、将来的な不登校特例校(本校)の設置を前提として、国に特例校指定を申請・取得する。

【対象となる生徒】

定員:30名(各学年10名ずつ)

- (1) 町田市立中学校に在籍している生徒 ※本人及び保護者の住民票が町田市にある
- (2) 心理的に不安の傾向等があり、連続または継続して30日以上欠席した不登校生徒(病気又は経済的な理由を除く)
- (3) 町田市教育委員会分教室入退室検討委員会(仮称)が適当と認めた生徒

【学びの多様化学校とは・・・】

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合に、学校教育法施行規則第56条等に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる制度。

在籍校への復帰が困難である不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程に基づいた指導が行われ、正規の教職員が配置される。分教室は、不登校児童・生徒の受け入れ体制を早急に整備するため、施設整備等に係る負担が比較的小さくて済む、暫定的な形態となる。＜東京都が推奨＞開設場所は、町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業に伴い教育センターが都立町田の丘学園特別支援学校の仮設校舎(2階)に移設するため、そのフロアの一部を活用することとする。

【先進事例】

八王子市、国立市、調布市、福生市、世田谷区、大田区
(調布市、福生市、世田谷区、大田区は分教室型)

【検討自治体】

多摩市・港区

【スケジュール】

2025年4月 分教室の開設 開設場所:教育センター

2025年7月 分教室の移転 開設場所:都立町田の丘学園特別支援学校
仮設校舎2階スペース